

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 東・西消防署 警防係	
許 認 可 等 名	喫煙・裸火使用・危険物品持込みの承認	
根 拠 法 令	徳島市火災予防条例	
根 拠 条 項	第23条第1項ただし書	
連 絡 先	徳島市東消防署(電話 656-1195) 徳島市西消防署(電話 631-0119)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市火災予防条例第23条第1項ただし書に規定する消防局長が火災予防上支障がないと認める場合は、別添「喫煙・裸火使用・危険物品持込みの承認審査基準」による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届出の様式 別添、喫煙・裸火使用・危険物品持込み承認申請書 2 添付書類等 <ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図 ・解除の承認を受けようとする場所の詳細図 (禁止行為の位置、消火器等の設置位置、消火担当者の位置、周囲の状況(可燃物からの距離等)、床面の状況(材質、養生の方法等)、舞台上の人の配置等が確認できるもの) ・使用する機器の性能等に関する資料
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成27年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 5日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)